

令和3年度安曇野市教育委員会第1回臨時会会議録

日 時：令和3年11月9日（火）午前10時00分

場 所：安曇野市役所3階「会議室301」

<出席者>

教育委員：教育長 橋渡勝也、教育長職務代理者 須澤真広、教育委員 横内理恵子、

教育委員 二村美智子、教育委員 羽田野賢二

事務局：教育部長 平林洋一、学校教育課長 沖雅彦、生涯学習課長 深澤与志章、

文化課長 山下泰永、学校給食センター長 小笠原正明

書記：学校教育課教育総務係長 矢花幸恵

傍聴者：0名

◎開 会

教育部長 定刻の若干前ではありますが、ただいまから令和3年度安曇野市教育委員会第1回臨時会を開会いたします。

◎教育長あいさつ

教育部長 橋渡教育長からご挨拶をお願いします。

教育長 本日はお足元の悪いなか、教育委員会第1回臨時会にご出席を賜り誠にありがとうございます。ございます。

先ほど、太田市長より辞令が交付され、須澤教育委員、羽田野教育委員お二人がご指名いただきました。その後、教育委員会主催の教育委員就任式を執り行ったところでございます。引き続きでございますけれども、本日は議案1件につきましてご協議をいただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

◎発議による非公開案件の決定について

教育長 それでは、議事に入ります。次第に沿いまして議案第1号「教育長職務代理者の指名について」事務局より説明をお願いします。

教育部長 教育部長の平林でございます。着座のまま失礼いたします。お手元に配布を差し上げてございます、議案第1号につきましてご説明申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長の職務代理者を指名していただくものでございます。法律の抜粋を少し記載させていただきました。第13条第2項でございますが、教育長に事故あるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うという規定でございます。その下に法律解釈をしてございます。逐条解説を付けさせていただきましたけれども、教育長事故がある場合等に事務に支障をきたすことのないよう配慮している規定であるということ。その場合は、教育委員会事務局職員の中からではなく、非常勤の委員中から指名することとしているというものでございます。また、職務代理者の任期でございますが、これについての同一上の明記はございませんけれども、教育長が別の教育委員を指名するまで、または、既に教育長が何らかの理由で空席になっている場合では、新たに教育長が任命され、その新たな教育長が職務代理者を指名するまでが任期となるというふうにされています。説明は以上でございます。

教育長 ただ今の説明に、ご質問等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 特になしということよろしいでしょうか。

それでは、ただ今事務局から説明のありました職務代理者の指名を行いたいと思います。教育長職務代理者として、須澤真広教育委員を指名します。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 ありがとうございます。では、須澤教育委員を教育長職務代理者に承認いたします。

須澤教育長職務代理者からごあいさつをお願いいたします。

須澤委員 ただ今、ご指名をいただきました須澤真広でございます。先ほど、大会議室でごあいさつ申し上げましたとおり、教育長、校育部長、他事務局の皆様もちろん教育委員のお三名の方々ともに教育議論全般に力を尽くしてまいります。よろしくをお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。

他に委員の皆さまから何かあればお願いします。

(発言する者なし)

教育長 特にないようですので、以上で協議案件すべて終了しました。事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。

(特になし)

教育部長 以上を持ちまして、第1回の臨時会を閉じさせていただきます。大変お疲れ様でした。